

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

◆万田康会長からのメッセージ

会員の皆さまへ

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う難局を乗り越えるために

全国保育協議会会員の皆さま、会員園の保育士等職員の皆さまにおかれましては、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の対応に、日々ご尽力されておられることと存じます。保育士等職員一人ひとりが、ご自身の感染のリスクを顧みず保育を継続されていることに、心より敬意と感謝を表します。

私たちはこの難局に対して、保育の実践者として、子どもを育み、子育て家庭の生活、社会を支えるため、保育所・認定こども園における保育を継続し、新型コロナウイルス感染症に立ち向かっています。

国は、法令・通知等により対応策を示しています。法令・通知をもとに、各地域において感染の状況に応じた対応を、自治体との協力のもとに考え、進めていく必要があります。国からの最新情報は、これまでも「全保協ニュース」等にて周知をしておりますが、引き続き最新情報を収集するとともに、本会としての立場や留意点等について、会員の皆さまに共有いただきたいことがあれば、併せて発信していきたいと考えています。また、参考となる各地の取り組み等がありましたら、事務局までお寄せください。

新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、会員の皆さまは日々の保育の取り組みにおいて、子ども・保護者への配慮はもちろんのこと、会員園の保育士等職員や関係者の方がたの健康管理にも心をくだかれていることと存じます。この難局を乗り越えるため、今一度、安心・安全な保育について思いをいたし、会員が一丸となって保育を継続するための取り組みを進めてまいりましょう。

—新型コロナウイルス感染拡大が終息に向かうことを願って

令和2年4月24日 万田 康

- ◆ 万田康会長からのメッセージ 1
- ◆ 子どもや職員が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の保育所等の対応について（再周知）（厚生労働省） 2
- ◆ 医療従事者等の子どもに対する保育所等における新型コロナウイルスへの対応について（厚生労働省） 3
- ◆ 2020年度大学、短期大学及び高等学校卒業・修了予定者に係る就職・採用活動での健康診断書の取扱いについて（依頼）
（就職問題懇談会・文部科学省） 4

◆子どもや職員が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の保育所等の対応について（再周知） （厚生労働省）

令和2年4月17日、厚生労働省は標記事務連絡を各都道府県・指定都市・中核市保育主管部局、地域子ども・子育て支援事業主管部局宛に発出しました。

子どもや職員が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の対応について、「保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）」や「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）」（令和2年2月25日付け事務連絡）等で示されてきたところですが、本事務連絡で改めてその内容の周知を図るものです。

一部のテレビ・新聞報道により、保育士の新型コロナウイルス感染が確認された後に、保護者にその事実を公表せず、保育所を継続して開所するよう指導する自治体があったことを承知しています。会員の皆さまにおかれても、このような行政指導があった等の情報がございましたら、事務局までお知らせください。必要に応じて、国との情報共有を行うとともに国からの措置を求めてまいります。

本通知にも示されている通り、新型コロナウイルス感染症への対応には、各施設と自治体との十分な連携、十分な対応協議が必要です。地域の感染拡大の状況に応じて、子どもや保護者、保育士等の職員への感染拡大防止のため、適切な対応をお願い申し上げます。

- | |
|---|
| <p>1. 保育所等の子どもや職員が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合には、感染拡大を防止することが重要であり、「保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）」等に即して、嘱託医等へ相談し、関係機関へ速やかに報告するとともに、保護者への情報提供を適切に行うこと。</p> |
|---|

2. また、「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）」（令和2年2月25日付け事務連絡）等に基づき、当該保育所等の一部又は全部の臨時休園等について速やかに判断するとともに、臨時休園等の規模及び期間については、都道府県等と十分相談すること。臨時休園等を行う場合には、改めて保護者への情報提供を適切に行うこと。

（参考）保育所において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）（令和2年2月25日）（関係箇所抜粋）

（子どもが感染した場合について）

1. 感染した子どもが、発熱や咳などの症状が出ている状態で登園していた場合には、市区町村は、当該保育所等の一部又は全部の臨時休園を速やかに判断すること。臨時休園の規模及び期間については、都道府県等と十分相談すること。
2. 感染した子どもが、発熱や咳などの症状が出ていない状態で登園していた場合には、現時点の知見の下では、一律に臨時休園が必要とまではいえない可能性もある。このため、市区町村は、その必要性について、個別の事案ごとに都道府県等と十分相談の上、慎重に判断すること。

（職員における感染対策について）

6. 上記 1. から 5. については、職員についても、直接子どもに接する立場にあることから一層厳格かつ迅速に対応する必要があり、同様の対応を行うこと。この場合、職員については、休暇の取得や自宅待機等によって対応すること。

本文等の内容の詳細は下記ホームページの「45」をご確認ください。

■厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て > 子ども・子育て支援 > 保育関係 > 保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html

◆医療従事者等の子どもに対する保育所等における新型コロナウイルスへの対応について（厚生労働省）

令和2年4月17日、厚生労働省は標記事務連絡を各都道府県・指定都市・中核市保育主管部局、地域子ども・子育て支援事業主管部局宛に発出しました。

緊急事態宣言が発令され、今後、新型コロナウイルス感染症の患者の増加が見込まれることから、医療従事者（医師、看護職員、臨床検査技師、臨床工学技士、薬剤師、保健所職員等）等の確保のための保育所等の対応について本事務連絡により改めて示されたものです。

医療等に従事している保護者の子どもたちの保育は、私たち保育所・認定こども園等の

大きな役割の一つです。保護者が安心して業務に従事できるよう、引き続きセーフティネットとしての役割を果たしていくことが求められています。

1 保育所等における対応について

令和2年4月7日付け事務連絡において、市区町村等に対し、保育所等の規模を縮小して開所することや臨時休園等を行った場合であっても、医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者等の子どもの預かりが必要な場合の対応について検討頂くようお願い申し上げたところであるが、医療需要が増大していること等に鑑みて、子どもの預け先が無くなることで、医療従事者等が自宅待機、休職又は離職をせざるをえないような状況が発生しないよう、引き続きこの対応を徹底すること。

2 医療従事者等の子どもに対する預かりの拒否について

新型コロナウイルス感染症に係る対応において、医療従事者等の子どもの預かりが拒否される等の事例が指摘されているところであるが、医療従事者等は、感染防御を十分にした上で、対策や治療にあたっている。新型コロナウイルス感染症の対策や治療にあたる医療従事者等の子どもに対する偏見や差別は断じて許されるものではなく、市区町村及び関係者等においては、このような偏見や差別が生じないよう十分配慮すること。

なお、保育所等における差別や偏見の禁止については、政府広報においても周知予定である。

本文等の内容の詳細は下記ホームページの「46」をご確認ください。

■厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て > 子ども・子育て支援 > 保育関係 > 保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html

◆2020年度大学、短期大学及び高等学校卒業・修了予定者に係る就職・採用活動での健康診断書の取扱いについて（依頼）（就職問題懇談会・文部科学省）

令和2年3月31日、就職問題懇談会・文部科学省は、各経済団体宛に標記事務連絡を发出了しました。

本事務連絡は、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、各学校が実施する健康診断の実施時期が遅れることも想定されることから、就職先への健康診断書の提出時期が遅れることについて、事業所に配慮を求めているものです。

会員の皆さまにおかれては、内定者等に対して健康診断書の提出を求める際に、内定者の所属する学校の健康診断が遅れている理由で、健康診断書の提出が遅延することについて、特段のご配慮をお願い申し上げます。

詳細は、別添の資料1をご参照ください。